医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等に関する検討会
開催要綱

令和８年６月

１　会議の趣旨

地域包括ケアシステムの更なる進展が求められる中、薬局薬剤師が地域の医療機関等と連携しながら、薬学的専門性を活かした対人業務を充実させ、医療の質を向上させるためには、医療機関・薬局間の情報連携等の推進が必要である。

医療機関・薬局間における情報の連携の仕組みについては、現状地域ごとで異なる運用がなされ、紙・FAX 等での連携が中心であり、医療現場で負担が生じている場合がある。電子処方箋を始め、全国医療情報プラットーフォームの構築が進み、施設間を跨ぐ情報の共有の仕組みが構築・普及される中、これらの課題に対応するため、医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等の仕組みのあり方を整理する必要がある。

このような医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等に関する検討を行うため、医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等に関する検討会（以下「本検討会」という。）を開催する。

２　検討事項

（１）医療機関・薬局間の情報連携における情報の電子的な共有の仕組みについて
（２）医療機関・薬局間の情報連携における情報の標準化の仕組みについて
（３）医療機関・薬局間の情報連携の仕組みの運用フローについて
（４）その他の医療機関・薬局間において活用される情報等の課題について

３　構成

（１）本検討会は、別紙の構成員により構成する。
（２）本検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
（３）本検討会には座長を置く。

４　運営

（１）本検討会は、厚生労働省医薬局長が構成員の参集を求めて開催する。
（２）本検討会は、将来的なシステム開発等の機密性の保持に配慮する必要があるため、会議及び議事録は非公開で行う。
（３）資料及び議事要旨については、後日ホームページにおいて公表する。なお、検討過程、検討結果については、別途厚生労働省が実施する検討会等において報告・議論を行うこととする。
（４）検討会の事務局は、厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会等の協力を得て、厚生労働省医薬

局総務課が行う。
（運営事務の一部については、民間会社への委託により行う。）

（５）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

（別紙）

医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等に関する検討会
構成員名簿

	新垣　淑仁	一般社団法人保健医療福祉システム工業会 戦略企画部事業企画推進室　副室長
◎	印南　一路	一般財団法人医療経済・社会保険福祉協会 医療経済研究機構　副所長 （慶應義塾大学名誉教授）
	小野寺　哲夫	公益社団法人日本歯科医師会　常務理事
	木倉　敬之	全国健康保険協会　理事
	田河　慶太	健康保険組合連合会　参与
	長島　公之	公益社団法人日本医師会　常任理事
	原口　亨	公益社団法人日本薬剤師会　副会長
	舟越　亮寛	一般社団法人日本病院薬剤師会 常務理事
	三上　聡司	一般社団法人日本病院会　理事

（五十音順：敬称略　◎は座長）